

# 「相模原市いじめ防止基本方針（改定案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

「相模原市いじめ防止基本方針」は、いじめの防止等のための対策を推進し、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめの未然防止、早期発見といじめへの対処の考え方の基本的な方針を示すものです。

このたび、「相模原市いじめ防止基本方針」を改定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、2人から5件のご意見をいただきました。意見募集の概要及びお寄せいただいたご意見の内容、ご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成 29 年 12 月 13 日（水）～平成 30 年 1 月 19 日（金）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、学校教育課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（青根・沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

## 3 結果

### （1）意見の提出方法

意見数		2人（5）件
内 訳	直接持参	人（ ）件
	郵送	人（ ）件
	ファクス	1人（2）件
	電子メール	1人（3）件

### （2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

( 3 ) 件数と本市の考え方の区分

項 目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	市が実施する施策に関すること	2		1	1	
	市立小中学校において実施する施策に関すること	3		1		2
合 計		5		2	1	2

( 4 ) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
市が実施する施策に関すること			
1	<p>(( 2 ) いじめの防止等のための基本施策について)</p> <p>いじめが起きた際に、学校の要請に基づき介入する第三者の存在が必要ではないか。第三者は、子育て経験者や様々な社会経験のある学区外からの有志のボランティアチームでもよいのではないかと考える。</p>	<p>学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、学校いじめ防止対策委員会を設置しており、青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を通じ、医療関係者など関係機関等の意見を踏まえ対応を進めております。</p> <p>今後、家庭や地域などから様々なかたちで協力を得ることについて検討を進めてまいります。</p>	ウ
2	<p>(( 2 ) いじめの防止等のための基本施策について)</p> <p>児童等からの発信を重視し、リーダー養成や個別指導のように大人が導いてあげるといような考え方ではなく、自ら問題解決する能力を生活の中で育みたい。それには大人側の人権感覚の成長も不可欠だと思う。</p>	<p>いじめの未然防止のための取組において、児童等が自ら問題解決できる能力を育むことは重要であると考えております。</p> <p>また、社会全体の人権意識が高められるよう、いじめ防止フォーラム等の機会を通じ、関係機関等と連携した啓発活動に努めてまいります。</p>	イ

市立小中学校において実施する施策に関すること			
3	<p>(( 3 ) いじめの未然防止について)</p> <p>市が人権教育をより推進していくこと、「相模原市子どもの権利条例」など本市の実情を踏まえたものとしているのはよいが、「児童等の人権感覚、豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い」の「道徳心」は不要に思う。</p>	<p>「豊かな情操と道徳心を培い」の表現につきましては、教育基本法第2条第1号、いじめ防止対策推進法第15条第1項、また、相模原市いじめの防止等に関する条例第5条第1項を踏まえた内容としており、道徳心を培うことは、いじめの未然防止につながるものと考えております。</p>	工
4	<p>(( 4 ) いじめの早期発見について)</p> <p>市立小中学校が教育委員会へ行ういじめの月間報告について、誰がどのように行い、教育委員会はその報告をどのように取り扱いだのような審議を経て迅速で適切かつ直接的な対応を実現するのかについて明記がなく目的が不明確に思われる。</p> <p>また、報告内容については、プライバシーに配慮した上で、事例として学校関係者が閲覧できるようにすることを提案したい。</p>	<p>いじめの月間報告は、担任教諭等が認知したいじめの件数や内容を、児童生徒担当教諭等が月ごとに集約し、報告票として教育委員会へ提出を求めているもので、いじめの早期発見、実態把握及び重大事態の未然防止等を目的として実施しております。</p> <p>教育委員会の対応につきましては、市基本方針5ページに記載しておりますとおり、「児童等の状況を把握し、助言を行うなど支援体制を強化する。」こととしております。</p> <p>報告内容につきましては、教育委員会と当該校の間でのみ情報を共有し連携を図っているところですが、今後、教職員の対応スキル向上のため、報告内容を活用することについて研究してまいります。</p>	イ
5	<p>(( 4 ) いじめの早期発見について)</p> <p>教育委員会は、いじめの月間報告等により報告した教職員の責任を追究するべきではなく、当該教職員の評価を下げないことを明文化する必要がある。</p>	<p>いじめの月間報告等は、教職員の評価につながるものではないことから、明文化する内容ではないと考えております。</p>	工